## ○奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子(案)

項	目	国の基準	(府省令)	条例への委任の 方法	本市の考え方
学級の編	学級の編	1 満3歳以上の園児については	、教育課程に基づく教育を行うた	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別
成及び職	成	め、学級を編制するものとする。			な事情等もないため、国の示された
員に関す		2 1学級の園児数は、35人以下	を原則とする。		基準を市の基準とする。
る基準		3 学級は、学年の初めの日の前日	日において同じ年齢にある園児で編		
		成することを原則とする。			
	職員	1 幼保連携型認定こども園には、	、各学級ごとに担当する専任の	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別
		主幹保育教諭、指導保育教諭又は	は保育教諭(「保育教諭等」という。)		な事情等もないため、国の示された
		を1人以上置かなければならない	v,		基準を市の基準とする。
		2 特別の事情があるときは、保育	育教諭等は、専任の副園長若しくは		
		教頭が兼ね、又は当該幼保連携型	型認定こども園の学級数の3分の1		
		の範囲内で、専任の助保育教諭者	吉しくは講師をもって代えることが		
		できる。			
		3 幼保連携型認定こども園に置	く園児の教育及び保育に直接従事		
		する職員の数は、次のとおりとつ	する。ただし、職員の数は、常時2		
		人を下ってはならない。			
		満4歳以上の園児	おおむね 30 人につき 1 人		
		満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね $20$ 人につき $1$ 人		
		満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人		
		満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人		

項	目	国の基準(府省令)	条例への委任の 方法	本市の考え方
学級の編成で関する基準	職員	<ul> <li>4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。</li> <li>5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</li> <li>(1) 副園長又は教頭</li> <li>(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</li> <li>(3) 事務職員</li> </ul>	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別 な事情等もないため、国の示された 基準を市の基準とする。
	他の学校 又は社施設 の職員の 兼務	は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会	参酌すべき基準 従うべき基準	現在保育所の基準を準用している内容で国の基準と異なる基準とすべき 特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。
設備に関する基準	設備の一般要件	<ul><li>1 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、園児の通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。</li><li>2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。</li></ul>	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別 な事情等もないため、国の示された 基準を市の基準とする。

項	[目	国の基準(府省令)	条例への委任の方法	本市の考え方
設備に関する基準	園産	1 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。 2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下「保育室等」という。)は1階に設けるものとする。ただし、(1)、(2)及び(6)に掲げる要件を満たすときは2階に、園舎を3階建て以上とする場合は、(2)から(8)までに掲げる要件を満たすときは、3階以上の階に設けることができる。 (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。 (2) 保育室等が設けられている階に応じ次の区分ごとに、それぞれに掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。 2階に設ける場合ア常用 ①屋内階段 ②屋外階段 イ 避難用 ①建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。

項	目	国の基準(府省令)	条例への委任の 方法	本市の考え方
設備に関	園舎及び	連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別
する基準	園庭	9号を満たすものとする。)		な事情等もないため、国の示された
		②待避上有効なバルコニー		基準を市の基準とする。
		③建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外		
		傾斜路又はこれ に準ずる設備		
		④屋外階段		
		3階に設ける場合		
		アー常用		
		①建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号		
		に規定する構造の屋内階段		
		②屋外階段		
		イの避難用		
		①建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号		
		に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合にお		
		いては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部		
		分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて		
		連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第		
		9号を満たすものとする。)		
		②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜		
		路又はこれに準ずる設備		
		③屋外階段		

項	目	国の基準(府省令)	条例への委任の 方法	本市の考え方
設備を選集	園 園 庭 び	4 階以上の階に設ける場合 ア 常用 ①建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号 に規定する構造の屋内階段 ②建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋 外階段 イ 避難用 ①建築基準法施行冷第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号 に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第 1 項の場合にお いては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室が設け られている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコ ニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙 設備(同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構 造方法を用いるものその他有効に排煙することができると 認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満た すものとする。) ②建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋 外階段	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。

項	目	国の基準(府省令)	条例への委任の 方法	本市の考え方
設備に関する基準	園産	(3) (2)の設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下であること。 (4) 調理室の部分とそれ以外の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 (5) 施設内の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 (6) 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に園児の転落を防止する設備が設けられていること。 (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 (8) 備え付けられたカーテン、敷物、建具等で可燃性のものに防炎処理が施されていること。 4 3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。		園児の活動の場となるにふさわしい 園庭・必要な面積の確保は、適切な 教育・保育の提供、健全な教育・保 育環境を整え、運動量の異なる園児 を物理的に分けることによる園庭内 の安全の確保といった質の向上につ ながることから園庭を園舎と同一敷 地内隣接とする国の基準を本市の基 準とする。

項	目	国の基準(府省令)	条例への委任の 方法	本市の考え方
設備に関	園舎及び	6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。	従うべき基準	前頁と同様。
する基準	園庭	(1) 満3歳以上の園児		
		次の級数に応じ面積		
		1 学級 180 平方メートル		
		2 学級以上 320+100× (学級数-2)		
		(2) 満3歳未満の園児		
		満3歳未満の園児数に応じ、その保育の用に供する保育室、遊戯室、		
		ほふく室又は乳児室の面積として計算した面積		
		7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。		
		(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積		
		ア 学級数に応じた面積		
		2 学級 330+30× (学級数-1)		
		3 学級以上 400+80× (学級数-3)		
		イ 3.3 平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積		
		(2) 3.3 平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得		
		た面積		
	園舎に備	1 園舎には、次に掲げる設備(乳児室又はほふく室は、満2歳未満	従うべき基準	保育所と幼稚園のそれぞれの基準を
	えるべき	の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなけ		引継いだものであり、遊戯室と保育
	設備	ればならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室		室、職員室と保健室の兼用などの弾
		及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。		力的な運用も必要と考えられること
		(1) 職員室		より国の基準を本市の基準とする。
		(2) 乳児室又はほふく室		

する基準 えるべき (4) 遊戯室 引継いだものであり、遊戯室 設備 (5) 保健室 室、職員室と保健室の兼用な	項	目	項目	国の基準(府省令)	条例への委任の 方法	本市の考え方
(8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 2 保育室(満3歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下ってはならない。 3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、外部搬入により行う幼保連携型認定こども園は、調理室を設置しないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が 20 人に満たない場合においては、調理室を備えないことができる。この場合においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。		えるべき	る基準 えるべき	<ul> <li>(4) 遊戲室</li> <li>(5) 保健室</li> <li>(6) 調理室</li> <li>(7) 便所</li> <li>(8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備</li> <li>2 保育室(満3歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下ってはならない。</li> <li>3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、外部搬入により行う幼保連携型認定こども園は、調理室を設置しないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</li> <li>4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が 20 人に満たない場合においては、調理室を備えないことができる。この場合においては、調理室を備えないことができる。この場合においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。</li> <li>5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなけ</li> </ul>		保育所と幼稚園のそれぞれの基準を引継いだものであり、遊戯室と保育室、職員室と保健室の兼用などの弾力的な運用も必要と考えられることより国の基準を本市の基準とする。

項	目	国の基準(府省令)	条例への委任の 方法	本市の考え方
設備に関する基準	園舎 に 備 える 設備	<ul> <li>6 次に掲げる設備の面積は、それぞれに定める面積以上でなければならない。</li> <li>(1) 乳児室         <ol> <li>1.65 平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</li> </ol> </li> <li>(2) ほふく室             <ol> <li>3.3 平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</li> <li>(3) 保育室又は遊戯室                    <ol> <li>1.98 平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</li> </ol> </li> </ol></li></ul>	従うべき基準	保育所と幼稚園のそれぞれの基準を 引継いだものであり、遊戯室と保育 室、職員室と保健室の兼用などの弾 力的な運用も必要と考えられること より国の基準を本市の基準とする。
		7 園舎には、次に掲げる施設を備えるよう努めなければならない。 (1) 放送聴取設備 (2) 映写設備 (3) 水遊び場 (4) 園児清浄用設備 (5) 図書室 (6) 会議室	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別 な事情等もないため、国の示された 基準を市の基準とする。

項	目	国の基準(府省令)	条例への委任の 方法	本市の考え方
設備に関する基準	教具他の施設	及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び 教具を備えなければならない。 2 園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。 1 幼保連携型認定こども園は、その運用上必要と認められる場合	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別 な事情等もないため、国の示された 基準を市の基準とする。 国の基準と異なる基準とすべき特別
	及び設備の使用	は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。 ただし、保育室等については、この限りでない。	従うべき基準	な事情等もないため、国の示された 基準を市の基準とする。
運営に関する基準	教育を開び行及び行及が行及が行及が行及が行及がある。	時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。	従うべき基準	現在の幼稚園と保育所の基準を基に 条文化した内容であり教育及び保育 の標準的な1日当たりの時間につい ても就労状況等地域の実情に応じて 定められるような弾力的な取扱いと なっているため、国の示された基準 を市の基準とする。

項	目	国の基準(府省令)	条例への委任の 方法	本市の考え方
運営に関する基準	教育 有 期間 の提	(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の標準的な1日当たりの時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、前号に規定する教育時間を含む。)は、8時間を原則とすること。 2 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の標準的な1日当たりの時間について、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。 1 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該	参酌すべき基準	前頁と同様。 現在の保育所の基準をベースに規定
	供	当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法(調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により、食事の提供を行わなければならない。  2 幼保連携型認定こども園おいて、園児に対し、食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。  3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。	(化 )、 さ   本中	され、特に異なる基準とすべき特別な事情等もないため国の示された基準を市の基準とする。 また、本項目には、食育という観点で園児への地域理解(自然、食文化、産業等の理解等)を深め、新鮮な食材を用いた給食の提供により、食を通じた健全育成を図るため、地元産の農産物等の使用を推進するという本市の独自性の項目を追加することを予定。

項目		国の基準(府省令)	条例への委任の 方法	本市の考え方
する基準 供	事の提事の提事の提	<ul><li>4 調理はあらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</li><li>5 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</li><li>1 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、満3歳以上</li></ul>	従うべき基準	前頁と同様。 幼保連携型認定こども園で受け入れ
	の特例	の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。 (1) 当該食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 (2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市等の主幹栄養教諭、栄養教諭又は栄養士により、食事の献立等について栄養の観点からの指導その他必要な配慮がなされること。 (3) 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。		る子どもは、各園の判断で保育所と 異なり満3歳以上児のみを対象と設 定できるため満3歳以上児への外部 搬入を選択可能とする国の基準を本 市の基準とする。

項目		国の基準(府省令)	条例への委任の 方法	本市の考え方
運営に関	食事の提	(4) 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供	従うべき基準	幼保連携型認定こども園で受け入れ
する基準	供の特例	や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、		る子どもは、各園の判断で保育所と
		食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。		異なり満3歳以上児のみを対象と設
		(5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発		定できるため満3歳以上児への外部
		達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する		搬入を選択可能とする国の基準を本
		計画に基づき食事を提供するよう努めること。		市の基準とする。
	子育て支	1 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別
	援事業の	は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認		な事情等もないため、国の示された
	内容	識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること		基準を市の基準とする。
		を旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て		
		支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する		
		需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められる		
		ものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うもの		
		とする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるも		
		のとする。		
	掲示	1 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別
		場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなけ		な事情等もないため、国の示された
		ればならない。		基準を市の基準とする。

項目		国の基準(府省令)	条例への委任の 方法	本市の考え方
運営に関	履修困難	1 園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別
する基準	な教科の	園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。		な事情等もないため、国の示された
	学習			基準を市の基準とする。
	児童福祉	(設備運営基準と幼保連携型認定こども園)	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別
	施設の設	1 幼保連携型認定こども園の設備及び運営については、その基準		な事情等もないため、国の示された
	備及び運	の向上に努め、基準を理由に設備及び運営を低下させはならない。		基準を市の基準とする。
	営に関す	(幼保認定こども園の一般原則)	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別
	る基準の	1 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するととも		な事情等もないため、国の示された
	準用	に、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。		基準を市の基準とする。
		2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、		また、幼保連携型認定こども園の一
		園児の保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の		般原則として、本市で先に条例化さ
		運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。		れている暴力団を排除する項目を施
		3 幼保連携型認定こども園には、法に定めるそれぞれの施設の目的		設へ支払われる給付費が暴力団等へ
		を達成するために必要な設備を設けなければならない。		の資金とならぬよう本市独自の基準
				に追加予定。
		(幼保連携型認定こども園の職員の知識及び技能の向上等)	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別
		1 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、		な事情等もないため、国の示された
		法に定める施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修		基準を市の基準とする。
		得、維持及び向上に努めなければならない。		
		2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のため		
		の研修の機会を確保しなければならない。		

項	目	国の基準(府省令)	条例への委任の 方法	本市の考え方
する基準	児施備営る準は、選手のの選手のの選手のの	身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。  (虐待等の禁止)  1 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を	従うべき基準 従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された 基準を市の基準とする。 国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された 基準を市の基準とする。
		与える行為をしてはならない。  (懲戒に係る権限の濫用禁止)  1 幼保連携型認定こども園の長は、入園中の園児に対し児童福祉法第47条の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別 な事情等もないため、国の示された 基準を市の基準とする。
		(秘密保持等)  1 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。  2 幼保連携型認定こども園は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別 な事情等もないため、国の示された 基準を市の基準とする。

項目		国の基準(府省令)	条例への委任の 方法	本市の考え方
運営に関する基準	児施備営る準制を設定すの	(苦情への対応)  1 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育(満3歳未満の園児についてはその保育。以下同じ。)並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。  2 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援に関し、市から指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。  3 幼保連携型認定こども園は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別 な事情等もないため、国の示された 基準を市の基準とする。
		(保護者との連絡)  1 幼保連携型認定こども園の長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別 な事情等もないため、国の示された 基準を市の基準とする。

項目		国の基準(府省令)	条例への委任の 方法	本市の考え方
保i 認 ? も [	な連定園る置め型と関過	<ul> <li>1 施行日から起算して5年間は、法律上新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなされる現行の幼保連携型認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。</li> <li>2 上記のみなし幼保連携型認定こども園の設備については、前に示した新たな幼保連携型認定こども園の設備基準にかかわらず、当分の間、なお、従前の例によることができる。</li> </ul>		その運営の実績により適正な運営が 確保されていると認められる場合が 前提条件であるため、国の基準と異 なる基準とすべき特別な事情等もな いため、国の示された基準を市の基 準とする。
に f 例		1 施行日から起算して5年間は、幼保連携型認定こども園で副園長 又は教頭をおく場合、幼稚園教諭の普通免許状を有する者又は保育 士資格の登録を有する者を配置することができる。		国の基準と異なる基準とすべき特別 な事情等もないため、国の示された 基準を市の基準とする。
型にどう	保認も置特にの係り	<ul> <li>1 施行日の前日において現に幼稚園当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る特例は、当分の間、次のとおりとする。</li> <li>(1) 保育室等は、園舎が耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えるときは2階に設けることができる。</li> <li>(2) 園庭の面積は、学級数に応じ、それぞれに定める面積とする。2学級以下 330+30×(学級数-1)3学級以上 400+80×(学級数-3)</li> </ul>	従うべき基準	その運営の実績により適正な運営が 確保されていると認められる場合が 前提条件であるため、国の基準と異 なる基準とすべき特別な事情等もな いため、国の示された基準を市の基 準とする。

項目		国の基準(府省令)	条例への委任の 方法 本市の考え	本市の考え方
型	幼型ど設る保認も置り物では、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、	(3) 乳児室、ほふく室の面積は、次の居室の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定した面積以上でなければならない。 乳児室 1.65 平方メートルに、満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 ほふく室 3.3 平方メートルに、満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 2 施行日の前日において現に保育所を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る特例は、当分の間、次のとおりとする。 (1) 保育室等は1階に設けるものとする。ただし、前に示した保育室等の設置階と設備の要件を満たすときは2階に、3階以上の階に設けることができる。 (2) 園舎の面積は、対象年齢ごとの園児数に応じ、前に示した乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室の面積を算出し、合算した面積以上とする。 7 3.3 平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積イ3.3 平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積	従うべき基準	その運営の実績により適正な運営が 確保されていると認められる場合が 前提条件であるため、国の基準と異 なる基準とすべき特別な事情等もな いため、国の示された基準を市の基 準とする。

項目		国の基準(府省令)	条例への委任の 方法	本市の考え方
附則	幼保連携	3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所が、当該幼稚園又は	従うべき基準	その運営の実績により適正な運営が
	型認定こ	保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所におい		確保されていると認められる場合が
	ども園の	て、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園		前提条件であるため、国の基準と異
	設置に係	を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当		なる基準とすべき特別な事情等もな
	る特例	該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位		いため、国の示された基準を市の基
		置に園庭を設けるものは、当分の間、次に掲げる要件の全てを満た		準とする。
		す場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保		
		連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障が		
		ないようにしなければならない。		
		(1) 園児が安全に移動できる場所であること。		
		(2) 園児が安全に利用できる場所であること。		
		(3) 園児が日常的に利用できる場所であること。		
		(4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。		

○施行期日:就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日を 予定

幼保連携型認定こども園の基準に関して、地方自治体において条例で定める事項として府省令「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及 び運営に関する基準」において定められたもので、それ以外の事項については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する 法律施行規則(仮称)」において定め、また各種通知等を発出される予定であるため、今回の条例において定める必要はないとされている。